

目 次

第Ⅰ部 計画の趣旨

- 1 計画の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 京都市の特色
- 5 子ども・若者やその家庭を取り巻く現状
- 6 策定の基本理念
- 7 目指すべきまちの姿

第Ⅱ部 具体的方策

第1章 今プランにおける重要事項（論点）

- 1 子ども・子育てにやさしい社会づくり
- 2 子ども・若者の意見反映
- 3 「居場所」と「出番」
- 4 子どもの育ち
- 5 多様な支援ニーズへの対応

第2章 施策の体系

1 ライフステージを通じた施策

- (1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
 - ア 社会全体での認識共有
 - イ 子ども・若者の社会参画促進や意見反映の機会充実
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) 特に支援を要する子ども・若者やその家庭への支援
 - ア 貧困家庭の子ども・若者への支援
 - イ 障害のある子ども・若者への支援
 - ウ 児童虐待対策・社会的養育の推進
 - エ ヤングケアラーへの支援
 - オ ひとり親家庭支援
- (4) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

2 ライフステージに応じた施策

子どもの誕生前から幼児期まで

- (1) 妊娠前から支える、安心して妊娠・出産できる環境づくりと切れ目のない保健・医療の提供
 - ア 安心して妊娠・出産できる支援の充実と体制強化
 - イ 乳幼児や子育て家庭の健やかな成長のための場づくり

- (2) 幼児教育・保育
 - ア 幼児教育・保育の体制確保と質の向上
 - イ 多様な幼児教育・保育の提供と質の向上

学童期から思春期まで

- (3) 子どもの教育環境
- (4) 多様な居場所づくりとからだ・こころのケア

思春期から青年期へ

- (5) 若者の自己成長と社会参画
 - ア 多様なライフデザイン形成への支援
 - イ 相談体制の充実と保健・医療の提供

3 子育て当事者を支える施策

- (1) 子ども・若者、子育てにやさしい「こどもまんなか社会」づくり
 - ア 子ども・若者を支える地域のネットワークづくり
 - イ こどもまんなかまちづくり
 - ウ 実現に向けた人材育成
 - エ 機運醸成と情報発信
- (2) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (3) 地域子育て支援と家庭教育支援
- (4) 「真のワーク・ライフ・バランス」の促進

第3章 各種需給計画 ～ニーズとサービス量の見込み～

1 子ども・子育て支援事業計画

- (1) 教育・保育提供区域の設定
- (2) 幼児教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期
- (4) 幼児教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- (5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

2 障害児福祉計画に掲げる数値目標

3 社会的養育推進計画に掲げる数値目標

- (1) 代替養育（施設入所・里親等への委託）が必要な子どもの数
- (2) 一時保護が必要な子どもの数の見込み

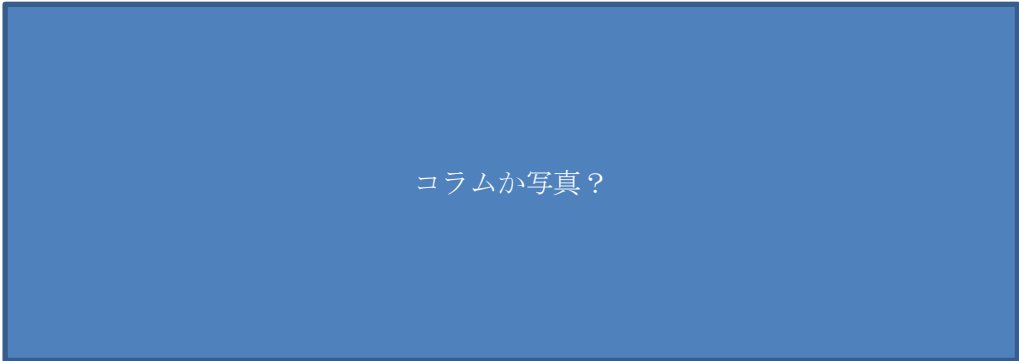
第Ⅲ部 計画の推進に当たって

- 1 計画の進捗管理
- 2 計画の進捗状況を示す指標

第Ⅰ部 計画の趣旨

第Ⅰ部では、今プラン策定の背景や、本市が置かれている状況などを整理し、今プランの意義や目指す姿などについてお示しします。

特に、「基本理念」や「目指すべきまちのすがた」は、子ども・若者から聴取した意見を反映し、作成しています。



コラムか写真？

第Ⅱ部 具体的方策

第Ⅱ部では、今プランにおける重要事項（論点）とその対応について第1章で記載します。また、第1章の取組を含め、第2章で子ども・若者やその当事者などへの施策を体系的に整理し、お示しします。

また、第3章では、策定期間中の子ども・子育てを支援する事業に関する必要量の見込みなどを定める「子ども・子育て支援事業計画」についてお示しします。

なお、施策内容や支援事業計画の詳細は、別冊としてとりまとめ、インターネット上において公開しています。

公開 HP 詳細、二次元コード

コラムか写真？

第1章 今プランにおける重要事項（論点）

1 子ども・子育てにやさしい社会づくり

こどもまんなか社会とは、平たく言うと「全ての子ども・若者が、自身が置かれている環境に関係なく、身体的・精神的・社会的に、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で健やかな成長と生活ができる社会」のことです。

こどもまんなか社会の実現には、子ども・若者施策の充実はもちろんですが、子育て当事者や当事者となろうとする全ての人が、気兼ねなく利用できる支援制度や、社会全体で支えられる環境を充実させていく必要があります。

少子化や人口減少問題など、全国的な課題への対応と両輪に、京都に住みたい、住んでよかったと認めていただける風土づくりを進めていきます。

【取組の方向性】

（273文字）

- ◇ 子ども・若者に関する経済的負担の軽減を継続します。
- ◇ 住宅、学校、職場、子育てなどの様々な場面において、施設や設備といったハード面とサービスといったソフト面の両面から、全庁横断的に子ども・若者や子育て当事者を支えていきます。
- ◇ 「こどもまんなか社会」の実現に向け、オール京都の体制で、社会全体の機運・意識を醸成していきます。

【具体的な施策】

1 経済的負担の軽減

2人目以降の保育料無償化、子ども医療費助成制度の充実 など

2 子育て世代にやさしいまちづくり

- ・ 住宅の支援
若年・子育て世帯の定住・移住の促進（京都安心すまい応援金、「こと×こと」（若者・子育て応援住宅）など）
- ・ 多様な遊び場の拡充
こどもまんなか公園魅力アッププロジェクトの推進
全天候型の遊び場の確保 など
- ・ 子ども・若者が集える環境づくり
西京極総合運動公園の再整備事業 など
- ・ 社会全体であたたかく見守り支えあう機運の醸成
京都はぐくみ憲章の周知・啓発、京都はぐくみネットワークによる子育て応援の実践、京都府子育て環境日本一推進会議 など

3 教育環境の充実

中学3年生での30人学級などの少人数教育

教員の独自配置拡大等による持続可能な学校体制の構築 など

4 子育て・教育に関する情報発信の充実

子育て支援情報発信の充実（子育て支援ポータルサイト及びSNSアカウント「はぐくーもKYOTO」による情報発信、「京都はぐくみアプリ」の活用）

2 子ども・若者の意見反映

令和5年4月、こども基本法が制定され、改めて子ども・若者の政策を策定・実施などをするにあたっては、その意見を幅広く聴取し、反映させることが各自治体に義務付けられました。

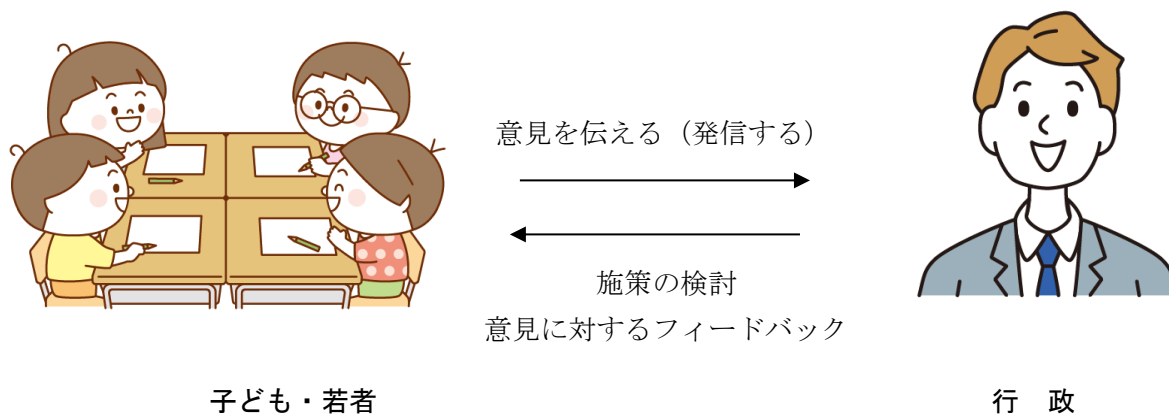
本市においても日々の運営の中における生の声の聞き取りなど、事業個別では意見の聴取を行ってきましたが、本市市政や施策に関して、子ども・若者からより幅広く意見を聴き、反映していく仕組みづくりが重要です。

まずは、子ども・若者が自由に意見を発信できる豊かな土壌の醸成を目指し、発信された意見などの反映プロセスを透明化しつつ、あらゆる手段・ツールを活用しながら、意見の聴取とその反映に取り組んでいきます。

【取組の方向性】

(275文字)

◇ まずは、子ども・若者が意見を発信しやすい環境づくりに取り組めます。



◇ プラン策定以降も、子ども・若者から継続的に意見を聴き、施策に反映できる仕組みづくりに取り組んでいきます。

【具体的な施策】

- ・ 児童館学童連盟と連携した、子どもからの意見聴取プロセスの検討
- ・ ユースカウンスル京都と連携した、若者からの意見聴取プロセスの検討
- ・ パブリックコメントの実施
- ・ 子ども・若者向けパブリックコメントの手法検討と実施

3 「居場所」と「出番」

令和5年12月、「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、その中において、子ども・若者の居場所とは以下のとおりとされています。

- ① 子ども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、子ども・若者の居場所となり得ること
- ② その場や対象を居場所と感ずるかどうかは、子ども・若者本人が決めること

本市においても、子ども・若者の視点に立ち、その声を聴きながら、安心・安全で、本市や地域の特性が活きる、各々のライフステージに応じた切れ目ない「こどもまんなか」の居場所づくりをさらに推進していきます。

【取組の方向性】

(236文字)

- ◇ 今まで本市が取り組んできた居場所づくりでつくってきた居場所は、指針を踏まえ、改めて子ども・若者の意見を聴きながら運営を行っていきます。
- ◇ 地域の施設・資源を活かし、子ども・若者の居場所について充実させていきます。

【具体的な施策】

- ・ 児童館や放課後まなび教室による、安心・安全な放課後の居場所の充実
- ・ 青少年活動センターによる、若者の居場所と出番づくり
- ・ 子ども食堂など、自主的な取組による居場所の継続への支援
- ・ 地域の施設・資源を活かした子ども・若者の居場所と出番づくり

地域資源を活かした子ども・若者の居場所と出番づくり

イメージ図を掲載

4 子どもの育ち

令和5年12月、「乳幼児までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」が閣議決定され、その中で乳幼児までの子どもの育ちには、以下の2点が重要とされています。

- ① 身近な大人が不安な時に寄り添うなどでの「アタッチメント（愛着）」の形成
- ② 多様な子ども・大人やモノとの出会いなど「遊びと体験の保証」

本市としても、今までから重点的に取り組んできた保育の質の充実と、学びと育ちを円滑に小学校へ接続させていくことに加え、子育て当事者や保育者、子育て支援者などが子どもの笑顔や成長を喜び合うことのできる社会を実現できるよう、そのニーズの把握と施策への反映や、多様な「遊びと体験」の機会充実に取り組んでいきます。

【取組の方向性】

（294文字）

- ◇ 「こどもまんなか」の視点を加え、本市独自の保育士加配など、引き続き保育の質の向上など、子どもの育ちの充実に取り組んでいきます。
- ◇ また、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保に取り組んでいきます。
- ◇ さらに、子どものうちから伝統的な文化芸術や伝統産業などに触れられるといった、本市ならではの強みを活かした「遊びと体験」の機会拡大と、内容の深化・充実を検討し、取り組んでいきます。

【具体的な施策】

1 幼児教育・保育の質の向上

- ・ こども誰でも通園制度の実施
- ・ 「マイ保育園・こども園」「マイ幼稚園」事業の推進
- ・ 保育を必要とする児童に対する国基準を上回る職員配置と処遇改善の維持・向上 など

2 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実
- ・ 医療機関等との連携による妊娠期からの切れ目ない支援の推進
- ・ 出産・子育て応援事業の推進 など

3 「京都ならではの」様々な「遊びと体験」

- ・ 京都ならではの伝統文化教育など、「ほんもの」の文化・芸術に触れる機会の創出（全小学校での茶道・全中学校での華道体験）
- ・ 「ようこそアーティスト」、「ようこそ和の空間」の各事業などによる、子どもたちが文化・芸術に触れる機会の創出
- ・ 「京の「匠」ふれあい事業」による、伝統産業の体験機会の創出
- ・ 広報紙及びウェブサイト「あつまれ！京わくわくのトビラ」による子ども・親子向け体験イベント情報の発信
- ・ 「KYOTO ARTBOX for KIDS」による子ども向けアート情報の発信 など

5 多様な支援ニーズへの対応

全国的に、貧困家庭や障害、児童虐待、ヤングケアラーなど、支援ニーズや抱える課題は複雑化・複合化し、グラデーション状に広がっています。

そうしたニーズや課題に対応するためには、このプランだけではなく、地域共生社会の実現を目指す「京・地域福祉推進指針」や「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」など、関連する分野別計画との連携が不可欠です。

前プランから推進してきた取組を継続しつつ、関係する分野別計画と連携しながら、地域の中で支え合う取組が生まれやすい環境づくりと、緩やかなつながりによって見守るセーフティーネットの強化を図るとともに、行政・支援機関等が包括的に受け止め、連携・支援する体制を強化していきます。

【取組の方向性】

(304字)

- ◇ 今プランだけではなく、関連する分野別計画と連携しながら、複雑化・複合化する課題に対応していきます。
- ◇ 関係する行政・支援機関などと連携し、包括的な支援を提供する体制の整備を進めていきます。

【具体的な施策】

1 複雑化・複合化する課題への対応

- ・ ヤングケアラーの実態把握と支援
- ・ ひとり親家庭の負担軽減のための支援
学習支援、就学援助、貸付金の実施 など
- ・ 社会的養育の推進
里親等委託の推進、特定妊婦等への支援の強化 など

2 行政・支援機関などと連携した包括的な支援体制の整備

- ・ 児童虐待防止対策の推進
各区役所・支所子どもはぐくみ室及び児童福祉センターを中心とした個別支援の強化
- ・ はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプランの推進（障害児福祉分野）
- ・ 京・地域福祉推進指針の推進（重層的支援体制整備事業など、福祉分野）

第2章 施策の体系

1 ライフステージを通した施策

(1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

ア 社会全体での認識共有

子ども・若者が権利の主体であることについては、これまでから京都市はぐくみ憲章の推進に係る取り組みをはじめ、教育段階から人権教育や啓発を行い、その認識共有を行ってきました。

今日、こども基本法の制定など、改めて国全体でその重要性を顧み、こどもまんなかの視点で考え直していくことが求められています。

本市としても、子ども・若者が置かれている状況がめまぐるしく変化している現状を踏まえ、理解の促進に社会全体で取り組んでいきます。

【主な取組】

- ・「京都はぐくみ憲章」の啓発・実践推進
- ・子どもの規範意識を育む取組の推進（道徳教育・自然体験活動等）
- ・「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」に基づいた人権教育の推進
- ・人権啓発事業の推進
- ・市P連オンライン人権学習会

イ 子ども・若者の社会参画促進や意見反映の機会充実

子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有などに加え、子ども・若者を社会の一員として、その参画機会拡大と意見の市政反映をさらに進めていく必要があります。

子ども・若者が主体となって活動する団体をはじめ、就学前児童と接する保育園等の施設職員や、就学後児童と接する児童館等職員、施設が所在する地域のほか、本市各部局に横ぐしを刺し、内外問わず連携を強化し、その機会拡大と意見の反映を推進していきます。

【主な取組】

- ・ユースカウンスル京都、児童館学童連盟との連携
- ・審議会等への青少年の更なる参加促進
- ・次期総合計画の策定に向けた取組
- ・地域に開かれた施設運営の一層の推進（幼稚園、保育園、認定こども園、児童館等）

- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) 特に支援を要する子ども・若者やその家庭への支援
 - ア 貧困家庭の子ども・若者への支援
 - イ 障害のある子ども・若者への支援
 - ウ 児童虐待対策・社会的養育の推進
 - エ ヤングケアラーへの支援
 - オ ひとり親家庭支援
- (4) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

2 ライフステージに応じた施策

子どもの誕生前から幼児期まで

- (1) 妊娠前から支える、安心して妊娠・出産できる環境づくりと切れ目のない保健・医療の提供
 - ア 安心して妊娠・出産できる支援の充実と体制強化
 - イ 乳幼児や子育て環境の健やかな成長のための場づくり
- (2) 幼児教育・保育
 - ア 幼児教育・保育の体制確保と質の向上
 - イ 多様な幼児教育・保育の提供と質の向上

学童期から思春期まで

- (3) 子どもの教育環境
 - ア 子どもたちが夢と志を持って可能性に挑戦するために必要な力をはぐくむ教育の推進
 - イ 安心・安全な教育環境の確保
 - ウ 成年を迎える若者への情報提供と教育
- (4) 多様な居場所づくりとからだ・こころのケア
 - ア 子どもの目線に立った多様な居場所づくり
 - イ 相談体制の充実と保健・医療の提供

思春期から青年期へ

- (5) 若者の自己成長と社会参画
 - ア 多様なライフデザイン形成への支援
 - イ 若者が持つ多様な力を活かした社会づくり

3 子育て当事者を支える施策

- (1) 子ども・若者、子育てにやさしい「こどもまんなか社会」づくり
 - ア 子ども・若者を支える地域のネットワークづくり
 - イ こどもまんなかまちづくり
 - ウ 実現に向けた人材育成
 - エ 機運醸成と情報発信
- (2) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (3) 地域子育て支援と家庭教育支援
- (4) 「真のワーク・ライフ・バランス」の促進